

電子契約の事務手続き

令和8年9月
大田原市経営管理部財政課



大田原市連続テレビ小説活用推進事業
公式キャラクター チカちゃん

説明内容

1. 利用対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 提出書類について
5. 問い合わせ方法

1. 利用対象とする契約

1. 利用対象とする契約

令和8年10月1日以降に入札公告または入札（見積合せ）執行通知を行う

建設工事、測量・建設コンサルタント等（建設関連業務委託）の案件

- 引き続き書面契約も選択可能です。
- 電子契約の導入にあわせて、電子保証サービスの利用を開始します。
- 変更契約及び議会の議決を要する仮契約も対象とします。
- 工事担当課が直接行う見積合せの契約については、当面の間は書面契約となります。

2. 電子契約の利用にあたって

2. 電子契約の利用にあたって



『電子契約利用申出書』の提出が必要です

別記様式

様式案

年 月 日

大田原市長 様

所在地
名 称
代表者
※契約締結権限を委任している場合は受任者

電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書

大田原市と電子契約サービスを利用して電子契約を締結したいので、次のとおり申し上げます。

件 名	
契 約 番 号	

【確認者1（契約締結権限者）】

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

【確認者2（契約締結担当者）】

※必要に応じて設定してください（確認者1と同一のメールアドレスは、設定できません。）。

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

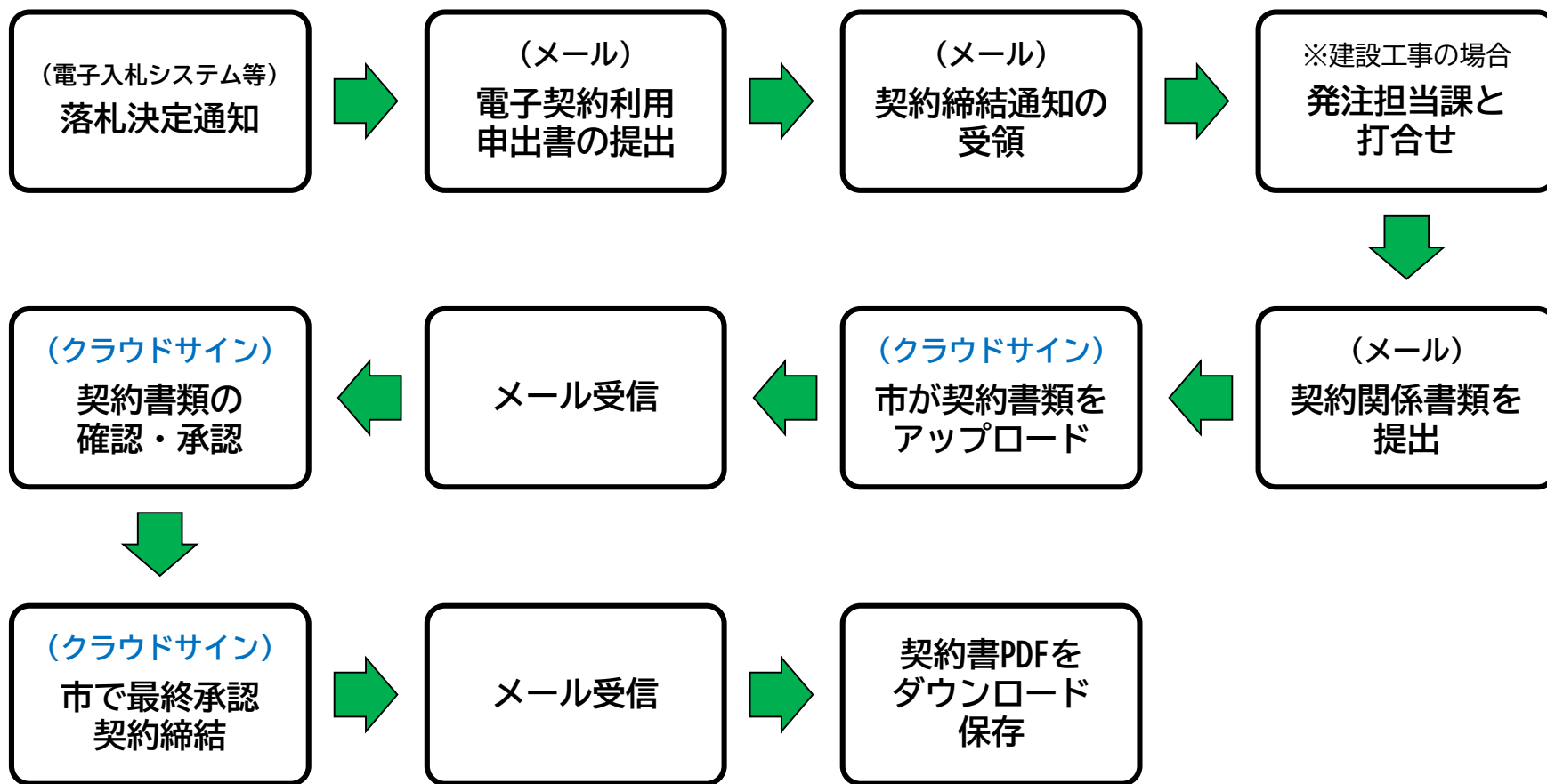
備考

- 電子契約を希望するときは、電子メール又は大田原市電子入札システムにより必ず提出してください。（押印不要。Wordファイルで提出してください。）なお、大田原市電子入札システムにより提出する場合は、本書、工事費内訳書等を1つのファイルに格納しZ1P形式で提出してください。
- 確認者1は、代表者又は社内規定等により契約締結権限を持つ者となります。
- 確認者2（担当者）は、契約事務を担当する者とし、原則として1名までとしますが、追加する場合は、追加表を追加してください。
- 確認者2から確認者1の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者1が契約内容を承認することで、契約内容に同意したものとします。
- 建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項の規定による書面の交付に代え、電磁的複製を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
- 契約番号が設定されていないものについては、空欄で提出してください。

- 落札決定後にメールで提出してください
※郵便入札の場合は電話でご連絡します。
- 案件ごとに申出書の提出が必要です
- 余裕期間設定工事の場合は、工事着手通知書も同時に提出してください
- 様式は市HPに掲載します

3. 契約締結の流れ

3. 契約締結の流れ（概要）



4. 提出書類について

4. 提出書類について



(1) 建設工事の提出書類 ※メールで提出

落札決定時

- 電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書
- 建設工事着手通知書（余裕期間設定工事のみ）

契約締結前

- 仲裁合意書
- 建設リサイクル法に基づく別紙（必要な場合のみ）
- 工事を施工しない日・時間帯の設定（未設定）通知書
- 課税（免税）事業者届出書
- 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書
※主任技術者等の資格証の写し、現場代理人及び主任技術者等の雇用関係確認書類を添付
- 工事工程表
- 契約保証に係る書類

契約書（鑑）及び約款は大田原市で作成します

4. 提出書類について



(1) 建設工事の提出書類

- 建設リサイクル法に基づく別紙
- 工事を施工しない日・時間帯の設定（未設定）通知書
 - 工事発注課の担当者と打合せのうえ書類を作成してください。
- 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書
 - 兼任する場合は事前に兼任申請書を提出してください。
- 契約保証に係る書類
 - 電子保証：電子保証に係る認証キーのお知らせ（メールで提出）
 - 書面の証書：持参または郵送
 - ※契約関係書類提出時のメールにその旨を記載
 - 現金納付：契約保証金提出書は書面で提出（持参）
 - 納入後の領収書はスキャンデータをメールで提出（持参も可）
 - ※契約日までに納付する必要がありますので早めにご連絡ください。

4. 提出書類について



(2) 測量・建設コンサルタント等 ※メールで提出

落札決定後

- 電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書

契約締結前

- 建築士法の規定により記載すべき事項の別紙（必要な場合のみ）
- 課税（免税）事業者届出書
- 業務主任技術者選任（変更）通知書
※資格証の写し及び雇用関係確認書類を添付
- 委託業務工程表

契約書（鑑）及び約款は大田原市で作成します

5. 問い合わせ方法

5. 問い合わせ方法



電子契約の運用とクラウドサインの操作方法とで問合せ先が異なります

○電子契約の運用に関すること

大田原市 財政課契約係

電 話：0287-23-8189

メール：kensa@city.ohawara.tochigi.jp

○クラウドサインの操作方法等に関すること

クラウドサイン内のヘルプセンターまたはチャットサポート



自分で解決！じっくり解説！
ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、
わかりやすく解説！困った時はまず読んでください。
よくあるご質問や各種機能について記事にまとめてありま
す。
キーワード検索も可能ですので、
知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口
チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、
「メッセージを送信」をクリックすると
複数の選択肢が表示されますので、
ご希望の内容を選択してください。
会話の途中でチャットを閉じた場合でも
メールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



メッセージを送信をクリックします。



本日は電子契約事業者説明会にご参加いただき、 ありがとうございました。

説明会終了後、お申し込みのメールアドレス宛に説明会についてのアンケートをお送りします。今後の運用の参考としますので、回答のご協力をお願いいたします。

※オンライン参加の方は、配信終了後にアンケートが表示されます。

※ご質問の回答は市ホームページに掲載いたします。

